



報道機関各位

・・・ふるさと納税の使い道、一緒に考えてみませんか？・・・

ふるさと納税の新コース「～あなたの“米子愛”を聞かせてください！～ 米子愛コース」について

米子市ではこれまで、ふるさと納税をしていただく際に、5つの用途から使い道を選んでいただいていたのですが、この度、その使い道を寄附者に一緒に考えていただく新たなコース「～あなたの“米子愛”を聞かせてください！～米子愛コース」を設けることとしました。

これは、米子市にふるさと納税してくださる方の「米子を応援したい」、「米子の元気な姿を見たい」といった思い“米子愛”をしっかりと受け止め、応えていくことで、寄附された方に「米子の元気に貢献できた」という醍醐味をもっと実感していただくこと、そして未永く米子を応援していただくことを目的としています。

具体的には、ふるさと納税によって年間100万円以上の寄附された方を対象に、寄附者の“米子愛”（寄附者が考える「ふるさと米子をもっと元気なまちに！」するための様々なアイデアや意見等）をお伺いして、施策に生かせるものがあれば、その実現をめざすものです。

「米子愛コース」の内容については、以下のとおりです。

記

1 対象となる寄附

寄附額100万円以上/年

2 募集方法

通常の寄附の各募集媒体に、本コースに関する説明を追加して掲示します。

3 手続き方法

従来のふるさと納税の仕組みをそのまま活用するため、寄附者の手続きや記念品等の取扱いについてはこれまでどおりとなります。

対象となる寄附があった場合、事務局が寄附者へ直接連絡を取り、寄附者の“米子愛”（米子に対する思いをはじめ、アイデアや意見等）について聴き取りを行います。聴き取った内容については庁内関係課や関係機関等と協議しつつ、実現できるかどうか探っていく、可能であれば事業化に向けて検討します。

なお、寄附者に対しては、検討の状況などについて適宜お知らせします。

4 基金活用の広報

寄附者のアイデアや意見等による事業が実現に至った場合、寄附者の同意のもと、その内容について寄附者のふるさとに対する思いを交え焦点を当てて広く紹介します。

5 “米子愛”の実現について

- (1) 寄附者から寄せられたアイデアや意見等については、行政の事業としての妥当性等の観点から、実現可能なものかどうか検討を加えることとなります。従って、必ずしも寄附者の思いのとおりを実現するとは限らず、内容によっては実施に至らないこともあります。
- (2) 事業を実施する場合、経費の上限は寄附額の半額程度を目安とします。
- (3) 対象となる寄附であっても寄附者が本コースの利用を希望しない場合は、通常のふるさと納税と同じ取扱いとします。

6 募集開始時期

令和元年11月8日

※令和元年については、募集開始以前の寄附についても対象とします。

7 お問い合わせ先

総合政策部総合政策課

電話：(0859)23-5355

FAX：(0859)23-5392

メール：sougouseisaku@city.yonago.lg.jp